

令和2年2月27日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和2年2月27日
開会 15時05分 閉会 15時41分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 野原恵子 副委員長 岡本眞利子
委員 石川康弘 内山美穂子 酒井はやみ 千葉幹雄
議長 寺林俊幸
- 4 傍聴者 小島智恵 若山和幸 小川純文 東口隆弘 中橋友子
澤村記者(勝毎)
- 5 説明員 副町長 伊藤博明 住民福祉部長 合田利信
保健課長 白坂博司 高齢者支援係長 國安瑞紀
- 6 事務局 事務局長 細澤正典 庶務係長 遠藤寛士
- 7 審査事件及び審議内容(別紙)
- 1 付託された議案の審査について
 - (1) 議案第27号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
 - 2 付託された陳情の審査について
 - (1) 陳情第1号 新中間処理施設の建設について住民の声を十分に聞くことを求める陳情書
 - 3 その他

民生常任委員会委員長 野原恵子

◇審査内容

(開会 15:05)

○委員長(野原恵子) ただ今から、民生常任委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。本日は本委員会に付託されました議案1件、陳情1件の審査であります。

これより議案の1、付託された議案の審査を行います。

議案第27号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例についての審査であります。

審査の進め方ですが、議案の説明をいただき、質疑ののち、説明員に退席していただき、討論、採決を行いたいと思います。審査に入ります前に各委員にお諮りいたします。担当部局より追加の説明資料を準備しているとのことでありますので、配布したいと思いますのですがよろしいでしょうか。

(よいの声あり。)

○委員長(野原恵子) それでは、配布をよろしくお願いいいたします。それでは、説明資料に従いまして、説明を行うということで、これより議事に入ります。

それでは、本委員会に付託されました議案第27号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長(合田利信) 議案第27号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。このたびの改正内容につきましては、先ほど副町長から改正条文の説明がありましたので、私からはお手元の資料に基づき布団洗濯乾燥サービスの一部改正に併せまして、関連するサービスの見直しの内容と議案説明資料に基づき条例改正の内容を改めて、ご説明を申し上げます。

お手元の資料の1ページをご覧ください。1、布団洗濯乾燥サービスの見直しの内容について。(1)見直しの背景についてであります。布団洗濯乾燥サービスについては、平成5年4月から高齢者福祉サービスの一つとして実施しており、事業開始から約27年が経過する間において、ベッド、布団クリーナーの普及や抗菌、消臭、速乾性など寝具の機能性の向上等により、近年、高齢者世帯においても、寝具類の布団洗濯乾燥の頻度が低くなっていることなどを考慮し、利用対象者および回数等を見直すとともに、他のサービス、防水シートや布団乾燥機等の費用助成などを拡充することにより、日常生活における衛生面の充実を図るものであります。

次に、(2)の見直しの概要についてであります。①対象者については、条例改正の提案内容のとおり、身体的に布団の洗濯乾燥が困難である要介護認定において要介護4または要介護5と判定された方のみで構成された世帯に属する方など、重度の要介護認定者とするものであります。②1回当たりの洗濯乾燥の枚数については、4枚から2枚とし、利用回数は、年4回から年2回とするものであります。③介護用品等給付事業の対象品目に防水シートを追加し、毎日、防水シートを交換することで、より衛生面の充実を図るものであります。④軽度の要介護者等については、老人日常生活用具給付等事業の給付用具に布団乾燥機を追加し、自宅でいつでも布団乾燥ができるよう、在宅生活での環境整備の充実を図るものであります。

次に、布団洗濯乾燥サービスに係る関係例規の一部改正についてであります。①は、今回、提案しております幕別町総合介護条例の一部改正であり、改正後の欄の下線にあ

りますとおり、要介護4または要介護5など、重度の要介護認定者とするものであります。

②は、布団洗濯乾燥サービスの具体的な実施内容を定めております幕別町布団洗濯乾燥サービス実施要綱の一部を改正するものであり、1回当たりの洗濯乾燥の枚数を現行「4枚」から「2枚」に、乾燥サービスの回数を「3か月」に1回から、「6か月」に1回とそれぞれ改めるもので、条例と同様に令和2年10月1日から施行とするものであります。

資料の裏面、2ページをご覧ください。2、介護用品等給付事業の見直しについてであります。(1)の見直しの内容については(2)にあります、幕別町介護用品等給付事業実施要綱の一部改正の表も併せて、ご覧ください。介護用品の対象品目については、現行では、(1)の紙おむつから(5)のドライシャンプーの5品目とその他必要と認めるものでありますが、これに防水シートを追加し、衛生面の充実を図るものであります。また、介護用品に対する1人当たりの支給額については、月額5,000円から月額6,000円に増額し、在宅で介護している方の経済的負担の軽減を図るものであります。

なお、本実施要綱の一部改正についても、令和2年10月1日から施行とするものであります。

次に、4、老人日常生活用具給付等事業の見直しについてであります。(1)の見直しの内容については、(2)の幕別町老人日常生活用具給付等事業実施要綱の一部改正の表も併せて、ご覧ください。現在、給付の対象としている日常生活用具については、電磁調理器であります。新たに布団乾燥機を追加し、在宅生活での環境整備の充実を図るものであります。対象者については、(2)の表に記載してありますとおり、65歳以上の高齢者のみの世帯で、(1)身体が虚弱等の理由により布団乾燥が困難なこと、(2)世帯に属する者全員が介護保険総合事業の対象者又は要支援1以上の認定を受けていること、この(1)、(2)のいずれにも該当するものとしております。

②布団乾燥機の購入費用に対する1世帯当たりの支給限度額については、給付基準額を1万円とし、生活保護世帯または住民税非課税世帯については、購入費用の全額で1万円を上限とし、住民税課税世帯は購入費用の2分の1以内とし、5,000円を上限とするなど、負担軽減を図るものであります。

なお、本実施要綱の一部改正についても、令和2年10月1日から施行とするものであります。今回の改正の内容につきましては、2月17日に開催されました幕別町介護保険運営等協議会において説明をし、了承をいただいたところであります。

続きまして、議案書の19ページ、議案説明資料の41ページをお開き願います。

議案説明資料の41ページをご覧ください。

別表では、補完事業ごとの対象者、事業内容および手数料等を規定しております。布団洗濯乾燥サービスの対象者を「在宅の高齢者等で身体が虚弱なため布団乾燥が困難な者で一人暮らしの者又は高齢者のみの世帯に属する者及びその他必要と認められる者」から「在宅の高齢者で、身体が虚弱なため布団乾燥が困難であり、かつ、要介護認定において要介護4又は要介護5と認定された者のみで構成される世帯に属するもの及びその他必要と認められるもの」に改めようとするものであります。

議案書の19ページをご覧ください。附則についてであります。第1項は、この条例の

施行期日を令和2年10月1日からとするものであります。第2項は、経過措置として、施行日前の利用については、従前の例によるものとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、これより議案第27号に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 見直しの背景について、概要等々、承知しました。ただ、背景っていうのでしょうか、ベッド使用が多くなってきた、布団を使用している人が少ないということなのだと思うのですけれども。ただ、これを見ていると、布団を使用している人が全くいないわけではないのだというふうに思うのですが、そうした中で、新しく防水シートですとかいろいろ、それは、わかるのですけれども、一回当たりの洗濯の枚数ですとか回数ですとか、あるいはまた、介護度を特定して、該当しなければならない。そこに該当しなければ、ならないということでもありますけれども。背景もある程度、理解しますし、そのあとの、新しく施策を打っていることも理解はするのですけれども、ただ、表だけを読んでいると、サービスの低下というか、そういったものにつながっていくのではないかという気がするのですけれども。ということは、布団を使用している人がいないわけではないわけですから、そこは布団を利用している人はそれなりにこういう制度を利用して、その回数ですとか、枚数ですとか減らす必要はないのではないかというふうに思うのですが、どうでしょう。

それと、資料の1の(3)の表の総合介護条例の一部改正の、改正後、現行もそうなのですけれども、最後にその他必要と認められるものという言葉が、文言があるのですけれども、これはどういうケースを想定しているのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 実際にですね、布団を使ってらっしゃる方も確かにいらっしゃいまして、アンケート調査を行ったときにはですね、ベッドが8割以上であったので、2割弱の方が未だに布団ということではあるのですけれども、その布団に関しましても聞いたところではすけれども、洗濯については基本的にはしたことがありません。手入れについてはどうされていますかということで確認したところ、布団を干すのが一番ですということで、洗濯についてもやったことがあるという方がいらっしゃったのですけれども、その方も一度やったのですけれども、値段等を考えたときにですね、買い替えた方が良いということで、それでもう洗濯には出しませんというようなお話ではあったところなんですけれども、そういったかたちでですね、布団を干すということが皆さん、手入れで一番気を使っているということだったので、今回、布団乾燥機というのをですね、新たに導入させていただくというのが、背景としてあるというところではあります。回数等につきましてはですね、今、お話したようにですね、今までのサービスというのはあくまでも3カ月に一度しかですね、利用することができないということで、汚れたりですとか、濡れたりだとか含めてなのではすけれども、そうした時に即時の対応というのができないというような状況だったもので、それであればですね、防水シート、そういったものを毎日交換できるようなかたちをですね、とるようなことでですね、即時の対応ができるようなことということで、そういった対応もということで、この防水シートを新たに設けたというところではあります。その中でもですね、じゃあ、防水シートと布団乾燥機を給付するので、今までの布団洗濯乾燥サービスがいらなくなるかというところでですね、なかなか今回、4、5と加えている方、残している方なんですけれども、

この方たちにつきましては、その以外の方というのは、ある程度の日中はですね、布団から起きて日常生活をした中で、夜寝ると感じる感じなんですけれども、4、5の方につきましては、例えば、ちょっと寝ている時間が長いですとか、ある程度、汚れる部分もやっぱりあるのかなということをお考えまして、この方たちについては、サービスの方は維持した中で、さらに防水シート、布団乾燥機、そういったものですね、対応をしていただきたいというふうにご検討の御見直しとなっております。回数につきましてはですね、今回、布団乾燥機ですとか、防水シートというところで、ある程度予算もかかる中ですね、既存の中である程度ですね、そちらの方に予算を振り向けるという部分もございまして、一定程度、ちょっとですね、回数についてはですね、今回は若干減らさせていただいたというような状況であります。

その他必要なパターンなんですけれども、4、5ということではあるんですけれども、例えばですね、認知症の方とかですね、実際に布団を干すだとかそういう行為がですね、なかなか、お一人では難しいだとか、そういう方も中には当然いらっしゃるのかなというふうに思っております。4、5という決めは、一応、基準としてはあるんですけれども、そういったケースバイケースですね、一応、救えるような基準についても残しておこうということ、その他必要と認めるものということで、ここについては残させていただいたということになります。

○委員長（野原恵子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） その他必要と認めるということで、課長の方で説明ありましたが、要介護4、5以外で、例えば、要介護3でこういった方でもですね、やはり失禁とか布団を汚すというのがあります、そうするとやはり手間もかかりますでしょうし、かといって洗濯が、洗濯自体は1年に1回しかできないのですが、乾燥だけが3カ月にできると、最後に洗濯して乾燥できるということなので、やはりそこには防水シートといったものを加えることによって、衛生面を保つ、課長が先ほど説明したとおりなんですけれども、そういったことで生活改善を図る、サービス向上を図るということになります。

○委員長（野原恵子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 実態というのはね、私も現場よくわからないから、何とも言えない部分もあるんですけれども、ただ通常は普通の人考えるのには、やっぱり今までのそういうサービスがあって、なおかつ、それにプラスして例えば、防水シート、まあ、いろんな事情がある中でね、それをプラスしていくのがさらに福祉を充実させていくということだと思っております。ただ、限られた予算の中でやるということですから、まあまあ、それは優先的に付けていかないとならないのしょうけれども、ただ、回数ですとか枚数ですとか、あるいは介護度で縛るということになってくると実態として、サービス低下につながっていかないのかなという危惧があるから質問しているんですけれどもね。これ、本来であれば今申し上げたように今までやっていることについては、それを継続していく。そしてまた、それに足りないもの、実態にあった中で、洗濯じゃなくて防水シートで汚れを防ぐためのそういうものを足していく。それが、僕は本来の姿だったと思うんですけれども、こっちはやるからこれを減らしていくということになっていくと実態として、利用者っていうかね、今まではこうだったんだけど、今度は町がやってもらえないという現象がね、起きないかどうか心配なんですけれども、この辺は実態としてどうなんですか。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

- 保健課長（白坂博司） 実態としては、先ほどちょっとお話をさせていただいたように、利用者ですとか、あとは利用されていない方たちの声を確認した中でですね、意見を取りまとめて、こういったですね、随時の対応ができる布団乾燥機、防水シート、こういったものの方が、ニーズ、需要としてはあるというふうに私どもで判断をした中でこういった見直しの方をさせていただいたというところで、布団洗濯乾燥サービスというものだけみると回数が減ったり、対象者が絞られたりということにはなるんですけども、部長の方から説明ありましたように他のサービスを拡充することです、私どもとしてはより衛生面、住宅環境の整備にはつながるものというふうには考えての組立ということで考えております。
- 委員長（野原恵子） 千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） まあ、その部分っていうかね、これいろんなケースがあるから必ずしも絶対だっていうことにはならないんでしょうけれども、そういう意味では実態調査だとかいろいろなニーズ調査をしたりいろいろして、こういう制度改正をしてもね、サービスの低下にはつながらないと自信を持って言えるということなの。
- 委員長（野原恵子） 住民福祉部長。
- 住民福祉部長（合田利信） サービスがですね、回数が減った、利用者が制限されたということになると、そこだけ切り取っていくと確かにそういう面はあるかもしれないですけども、ただ私ども、利用者また利用されている以外の声も聞いた中で、より何を求めているのかと。そういったところを、実態を捉えた中のこういった見直し、それとサービスをですね、どこまで高齢者の福祉サービスを続けるか、それとか、どんなサービスに集中していくか。こういうのはですね、やはり見直しを図ることも必要なのかなと、この2年、3年かけてずっとですね、課の方で検討をしてきたところでもありますので、ここは利用者の実態も聞いているということでもありますから、サービスの低下という、回数が減ったというところは否めないんですけども、全体的にはサービスの維持、向上にはつながっているんじゃないかと考えております。
- 委員長（野原恵子） ほかにございませんか。
- 酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） 関連なのでですけども、今現在、要介護3までの方でこのサービスを使っている方の人数ってわかりますか。
- 委員長（野原恵子） 保健課長。
- 保健課長（白坂博司） 令和元年の12月末現在、いわゆる6月、9月、12月の利用者分でいきますと60名になります。要介護3以下ではですね。
- 委員長（野原恵子） 酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） その方たちは、この制度になったら基本的には使えなくなるということですか。
- 委員長（野原恵子） 保健課長。
- 保健課長（白坂博司） 布団洗濯乾燥サービスの方は使えなくなるということになりますけれども、布団乾燥機の給付の方の対象にはなるというところでもあります。
- 委員長（野原恵子） 岡本委員。
- 委員（岡本眞利子） 要介護4か要介護5の認定された者のみの世帯ということで変更になっておりますが、この要介護4、5というのは非常に重いですよ。七つの段階の4と5というのは特に重い中で、この要介護4と5で認定されたのみの世帯でどのくらいあるかお聞きします。

- 委員長（野原恵子） 保健課長。
- 保健課長（白坂博司） 今、実際、サービスを使われている方含めてなんですけれども、正確に何人ということでないですけれども、おおむね30名程度いらっしゃるということです。
- 委員長（野原恵子） 岡本委員。
- 委員（岡本眞利子） 使われているのが30人。
- 委員長（野原恵子） 保健課長。
- 保健課長（白坂博司） 要介護4、5という方ということですね。この該当しそうな方ということでいけば、30名程度かというところでございます。
- 委員長（野原恵子） 岡本委員。
- 委員（岡本眞利子） ということになりますと、やはり範囲がすごく狭くなるっていう、今、千葉委員が言ったようにサービスがギュッと縮まるというふうに、私は捉えるのですが、その中で、要介護4、5で生活されている方というのは本当に少ないのではないかなというふうに、施設に入所したりということがあると思いますので、こういうふうに4、5というふうに区切ってしまうと大変厳しい状況になるのではないかなと。サービスがやっぱりするところが少なくなってしまうように感じられるのですが、その点についてはどうですか。
- 委員長（野原恵子） 住民福祉部長。
- 住民福祉部長（合田利信） 利用者が狭くなるという点はあるのですけれども、逆に3カ月に1回しか乾燥できなかったものが毎日できるという、より衛生的な環境が整うという部分はあるのかなと思っております。それと、今回お示ししました資料2ページ目に布団洗濯乾燥サービスから、外れるという言い方あるかどうかはわかりませんが、利用できなくなる方は、おおむねこの日用生活用品の布団乾燥機の該当者になる。その中で生活保護世帯と非課税世帯の方は1万円まで助成するというところ。乾燥機につきましては、種類がいろいろありますけれども、私どもが調べた中でいくと1万円くらいで買えるものもあります。そういった中でいくと費用の負担がない中で、毎日、布団乾燥ができるということがあるのではないかと考えております。
- 委員長（野原恵子） ほかにございませんか。
（なしの声あり）
- 委員長（野原恵子） なければ、議案第27号に対する質疑は以上で終了いたします。
説明員の方、どうもありがとうございました。説明員が退席いたしますので、暫時休憩といたします。
- （暫時休憩）
- 委員長（野原恵子） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第27号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例に対する各委員のご意見をお伺いいたします。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。
（なしの声あり）
- 委員長（野原恵子） それでは、討論を省略いたしまして、採決に入ってもよろしいでしょうか。
（よいの声あり）
- 委員長（野原恵子） 異議がありませんので討論を省略いたしまして、これより採決をいたします。議案第27号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。したがって、議案第27号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

○委員長(野原恵子) ここで各委員にお諮りいたします。議案第27号の審査に対する委員会報告については、委員長、副委員長に一任をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(よいの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議がないということですので、そのようにさせていただきますと思います。

次に議案の2、付託されました陳情の審査を行います。陳情第1号、新中間処理施設の建設について住民の声を十分に聞くことを求める陳情書を議題といたします。

はじめに確認いたします。議会基本条例第7条第4項では、請願及び陳情の付託を受けた委員会はこれを町民による政策提言と位置づけ、その審査においては必要に応じて、提案者の意見を聴く機会を設けるとしております。本委員会に付託された陳情第1号の審査にあたり、提案者の意見を伺う必要があるか否かについて、ご意見をいただきたいと思います。

ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

○委員長(野原恵子) 岡本委員。

○委員(岡本眞利子) 今回の陳情ですが、私はこの陳情に対しまして、大変詳しく書かれていますので、陳情者の思いが、言おうとすることがこの陳情書の中に含まれていると思いますので、陳情者の方にわざわざ来ていただいて、説明をいただくということは必要ないのではないかなと感じるところであります。

○委員長(野原恵子) 今、岡本委員からこのような意見が出されましたが、ほかの委員の方はどのようにお考えでしょうか。

千葉委員。

○委員(千葉幹雄) 今、岡本委員がおっしゃったことですがけれども、私も基本的には賛成です。ということは、今後、議論を深めていく中で疑問点があればその限りではないと思いますけれども、現段階ではその必要はないというふうに思います。

○委員長(野原恵子) 今、2人の委員から意見が出されましたけれども、皆さんよろしいでしょうか。

(よいの声あり)

○委員長(野原恵子) それでは、意見を聴く機会を設ける必要はないという意見であります。審議を進めていく中で、質問などが必要な場合には陳情者に来ていただくということで本陳情の審査に当たりましては、提出者の意見を聴く機会を設けないことといたします。よろしいでしょうか。

(よいの声あり)

○委員長(野原恵子) では、次に本陳情について、各委員のご意見を伺いたしたいと思います。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

千葉委員。

○委員(千葉幹雄) 陳情書ですがけれども、読ませていただきました。非常にいろいろな要素のことが書いてありまして、なかなか私自身、いろいろと調査をしなければ、なかなか結論が出せないような中身であります。それともう1点ですね、これは一部事務組合が今やろうとしていることなんですけれども、当然、お金も出したり、人も

出したりしていますから、全く関係ないわけではありませんけれども、どこまで我々の議会が組合に対してですね、意思表示をすることができるのかという非常に難しい問題をはらんでいるんだろうと思うんです。それで、ここは少し時間をいただきまして、事務局にもですね、法的な根拠ですとか、いろいろなことを調査してもらいたいというふうに思います。よってですね、きょうのところはこの中身に入ることなくですね、きょうのところは継続ということで暫し時間をいただきたいと私はそう思いますので意見申し上げます。

○委員長（野原恵子） 皆さん、継続ということでよろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（野原恵子） 事務局長。

○事務局長（細澤正典） 本議会の方に出されている陳情書と同じ内容で皆さんの方に写しが配布されていますように、十勝圏複合事務組合の組合長の方にも陳情書が出されております。一部事務組合の議会としては、2月の28日に一部事務組合の議会が開催されると伺っております。その中で、一部事務組合としてのこの陳情に対する取り扱いというのが、話し合われるというようなことですので、その辺の情報も踏まえながらですね、この民生常任委員会の方に情報を出していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（野原恵子） 事務局から説明がありましたけれども、そういう民生常任委員会の審議の方向として、よろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（野原恵子） 本日の本陳情に対する審査は、この程度にとどめたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 異議がないようですので、そのようにいたします。

それでは、次回の委員会の開催日時について、お諮りいたしますけれども、皆さんからご意見ございませんか。なければ、委員長、副委員長で相談したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（野原恵子） そのようにしたいと思います。これで本委員会のインターネット中継を終了いたします。

他の事項で何か皆さんからございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） それでは、本日の案件は終了いたしました。

これをもって本日の委員会を散会といたします。

（閉会15：41）